

逐条解説

「住宅セーフティネット法」
唯一の逐条解説書!

住宅セーフティネット法

住宅セーフティネット法制研究会 編 A5判・316頁 定価 本体2,300円+税

- 平成29年の改正で新たに設けられた「住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の制度」、「登録住宅の改修や入居者への経済的な支援」、「住宅確保要配慮者に対する居住支援」等の制度について十分な理解が得られ、事務の仕方がわかる!
- 「住宅セーフティネット法」に基づく賃貸住宅供給促進計画の策定、住宅登録事務、居住支援協議会の運営等の事務を行うために必要な関係法令、告示や通知を参考資料として掲載!



第1部 法改正の経緯

1. 成立

住宅は、国民の健康で文化的な生活を実現する上で不可欠な基盤であるが、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（要配慮者）については、その属性に応じた適切な規模、構造等を有する賃貸住宅が十分に供給されていないこと、民間賃貸住宅市場において入居制限が行われていること等、適切な規模、構造等の賃貸住宅の確保を困難にする特別な事情等が存在し、その居住水準が比較的低い状況にある場合が少なくないことから、住生活基本法（平成18年法律第61号）においても、要配慮者の居住の安定の確保が住宅政策の基本理念の1つとして位置付けられているところである。

このような状況に鑑み、議員立法として住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）が平成19年6月29日に成立し、同年7月6日に公布・施行され、要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るため、国及び地方公共団体の責務等が規定された。

2. 改正

今後10年で単身高齢者が100万人増加すると予測されるなど、要配慮者の増加が見込まれる中、低額所得者、高齢者、子育て世帯等の要配慮者については、家賃滞納、居室内の事故や孤独死、騒音等の不安があることから、賃貸人から入居を制限される懸念がある。

また、我が国における住宅ストックの現状を見ると、人口減少等を背景として、空き家・空き室は今後も増加が見込まれており、これらを有効に

1

第3部 逐条解説

第1章 総則（第1条～第3条）

（目的）

第1条 この法律は、住生活基本法（平成18年法律第61号）の基本理念にのっとり、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、国土交通大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度等について定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

1. 趣旨

住生活基本法においては、「住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保」が住宅政策の基本理念として位置付けられているが、本法では、住生活基本法の基本理念にのっとり、住宅確保要配慮者（要配慮者）の居住の安定の確保を図る上で重要な役割を担っている賃貸住宅の供給に関し、要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度等について定めることにより、要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的な推進を図ることを目的として規定するものである。

2. 要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策の総合的かつ効果的な推進

要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度とともに、

15



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次 (抜粋)

第1部	法改正の経緯
第2部	法律の概要
第3部	逐条解説

第1章	総則 (第1条-第3条)
第2章	基本方針 (第4条)
第3章	都道府県賃貸住宅供給促進計画及び 市町村賃貸住宅供給促進計画 (第5条-第7条)
第4章	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸事業
第1節	登録 (第8条-第15条)
第2節	業務 (第16条・第17条)
第3節	登録住宅に係る特例 (第18条-第21条)
第4節	監督 (第22条-第24条)
第5節	指定登録機関 (第25条-第37条)
第6節	雑則 (第38条・第39条)
第5章	住宅確保要配慮者居住支援法人 (第40条-第50条)
第6章	住宅確保要配慮者居住支援協議会 (第51条・第52条)
第7章	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の 供給の促進に関する施策 (第53条-第57条)
第8章	雑則 (第58条-第60条)
第9章	罰則 (第61条-第64条)

第4部 参考資料

- I. 関係法令
 - ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律
 - ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則
 - ・国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則
- II. 関係告示
 - ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針
 - ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十一条ただし書及び第十二条第二号口の国土交通大臣が定める基準
 - ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三条第十号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等
 - ・家賃債務保証業者登録規程
 - ・賃貸住宅管理業者登録規程
 - ・賃貸住宅管理業務処理準則
- III. 関係通知



関連書籍の
ご案内

住宅行政を担当する自治体職員が把握すべき住宅行政法制の全体像を分かり易く整理

住宅市場と行政法—耐震偽装、まちづくり、住宅セーフティネットと法
板垣勝彦 著 定価 本体4,500円+税 2017年3月発行

詳細・お申し込みはコチラ
<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!

